

視能訓練士国家試験の改善報告書

1. 基本的考え方

- (1) 視能訓練士国家試験は、視能訓練士法に基づき「視能訓練士として必要な知識及び技能について」行われる。ここでの「必要な知識及び技能」とは、医師の指示の下で患者に対して両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査並びに眼科検査を行うのに必要な基本的事項である。
- (2) 近年、視能訓練士を取り巻く環境の変化や医療の進歩に伴い、視能訓練士に必要とされる事項が増加・高度化している。このような状況の下で、国民の健康及び安全に直結した業務を行う医療関係職種としての資質の維持・向上を図るためには、視能訓練士として特に必要不可欠な基本的事項を領域毎に明確化した上で、国家試験としてこうした基本的事項の修得状況を確認する必要があると考えられる。

2. 改善内容

- (1) 出題内容の見直し
教育の現況や医療の進歩に合わせ、視能訓練士国家試験出題基準における項目の追加・削除を行う。
- (2) 「必修問題（仮称）」の継続検討
視能訓練士として特に必要不可欠な基本的事項でありながら、五肢択一形式では易しくなりすぎる等の理由により出題が敬遠される事項がある一方、視能訓練士国家試験においては、医療の一翼を担う視能訓練士にふさわしい最低限度の知識及び臨床能力を有しているかを判断した上で合否を判定する必要があることから、こうした事項の具体的な内容を出題基準に明示した上で、「必修問題（仮称）」として出題を可能にすることが望ましい。導入にあたっては、別途高い合格基準を設定すべきであり、最低合格レベルを80%以上とすることが望ましい。なお、これらの問題は具体的内容を出題基準に明示して、受験者等に予め周知すべきである。

3. 今後の取扱い

出題基準の改善事項については、原則として平成31年(第49回)の試験から適用する。ただし、「必修問題（仮称）」の導入時期については、問題の作成を担う視能訓練士試験委員会において決定することとし、導入に際しては、受験者等に対し相当の周知期間を設けるべきである。